

# 高齢者等のオーラルフレイル対策支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「県」という。）が発注する「高齢者等のオーラルフレイル対策支援事業業務」を受注する者（以下、「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

## 1 業務名

高齢者等のオーラルフレイル対策支援事業業務

## 2 目的

噛む力の低下などの口の機能低下は、心身機能の低下にもつながることから、特に高齢者等におけるオーラルフレイル対策が求められている。

また、全身疾患のなかには、糖尿病の様に歯周病との間に双方に病状が影響し合う疾患があり、歯科受診が糖尿病の悪化予防（慢性腎臓病や失明の予防）にも有効と考えられているものもある。

その一方で、歯科受診状況を踏まえた効果的な分析（地域や疾病等）が行われていないため、施策の立案に必要な情報が不足している。

そのため、居住地域別や全身疾患の既往別等の視点から見た歯科受診傾向を解明し、分析結果の読み取り方や事業への応用について各市町等へ研修会等を通じて伝達することにより、市町が令和8(2026)年度以降に実施する国民健康保険保健事業及び介護予防の取組とオーラルフレイル対策が一体的・効果的に実施できる体制の構築を図る。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8(2026)年3月19日（木）まで

## 4 データ

使用するデータは以下のとおりとする。なお、データは令和6(2024)年度（使用可能な最新月分）までとする。

提供元	ファイル名称	期間
国保データベース等を中心とした医療・介護・健診のデータ（各種オープンデータを含む）	<ul style="list-style-type: none"><li>・KDB 被保険者台帳</li><li>・健診結果</li><li>・医療レセプト管理</li><li>・医療レセプト管理_歯科</li><li>・医療傷病名</li><li>・医療傷病名_歯科</li><li>・医療摘要</li><li>・医療摘要_歯科</li><li>・医療最大医療資源 ICD 別点数</li><li>・介護給付実績</li><li>・後期国保突合台帳 等</li></ul>	令和6(2024)年度まで （使用可能な最新月分まで）

## 5 業務内容

### (1) 調査・分析

下記に挙げる例に沿って、分析を行う。

[分析例]

- ・年齢や性別、居住地域、全身疾患の病歴と歯科の受診データを突合
- ・上記データを用いて、医科と歯科のデータを突合し、地域や全身疾患別に歯科受診の傾向を分析する。
- ・オーラルフレイルのリスクが高い者の歯科受診傾向
- ・糖尿病や循環器疾患患者、口腔機能低下症の歯科受診状況
- ・居住地域（例：市町別、二次医療圏別 等）と歯科受診傾向の関係

- 1)別表1に記載している①～⑥の分析を行うこと。
- 2)別表1に記載している②の糖尿病の合併症の病期判定等の定義については、日本糖尿病学会の基準等に基づくこと。
- 3)分析期間に糖尿病の確定傷病名に基づく治療及び服薬（以下「治療等」という。）を受けている者を特定すること。ただし、1型糖尿病等\*、生活習慣に起因しないものは除外すること。  
※：ICD10コード E10x、E13x
- 4)別表1に記載している③の糖尿病の中断者の定義について、別途県と協議し、実績のある中断者に関する定義や判定を用いること。なお、分析期間内に、国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した者については、後期高齢者医療保険のデータを併せて分析すること。
- 5)分析結果に対しては、統計的手法で検定を行うことで分析結果に関する有意性の有無を示すこと。
- 6)分析結果に対しては、分析結果報告を使用したオンライン等による報告会を市町対象に実施すること。

別表1

分析項目	分析内容
① 医科・歯科医療費や受診状況	年齢や性別、居住地域（例：市町別、二次医療圏別）、全身疾患の病歴と医科と歯科の受診データを突合し、県内市町別に受診状況や医科・歯科医療費等状況を経年比較し、基礎分析とすること。なお、市町別に予防目的及び治療目的別に歯科医療受診状況や歯科及び医科医療費を過去数年間の推移を分析することで、市町における受診勧奨や保健活動の対象者の選定等に資する分析を行うこと。
② オーラルフレイルや歯周病関連疾患との関連分析	オーラルフレイルや歯周病と関連する糖尿病、脳血管疾患、心疾患、誤嚥性肺炎、がん、関節疾患等について、予防や治療別に歯科受診状況について、過去数年間の推移をデータ分析すること。 市町における歯科健診に係る受診勧奨や歯科保健活動において、歯科と全身の関係等について説明する資料として活用できる分析を行うこと。

③ 糖尿病やその合併症、糖尿病治療中断との関連分析	<p>歯周病のリスク要因である糖尿病と合併症を病期毎に目的（予防・治療）別に分析することで、過去数年間の推移をデータ分析すること。また、糖尿病治療中断者における歯科受診状況についても目的（予防・治療）別に分析すること。</p> <p>市町における歯科健診に係る受診勧奨や歯科保健活動において、歯科と全身の関係等について説明する資料として活用できる分析を行うこと。</p>
④ 健診結果との相関	<p>健診結果を分析し、口腔に関する質問回答と歯科受診状況との相関関係を分析し、市町における受診勧奨や保健活動に活用できる分析を行うこと。</p>
⑤ 居住地別分析	<p>居住地域（例：市町別、二次医療圏別等）と歯科受診傾向の特徴を分析し、市町における受診勧奨や保健活動に活用できる分析を行うこと。</p>

## (2) 市町事業に活用するための研修会

(1) の分析結果を用いて、市町の国民健康保険保健事業及び介護予防の担当者等に向けて、下記の目的に資する研修会を開催する。

(ア) 地域別にオーラルフレイルのハイリスク群の数や傾向を把握し、より効果的に対策事業（通いの場等での周知や口腔機能訓練、口腔管理指導等）がハイリスク群に届くようにする

(イ) オーラルフレイルのハイリスク群（全身疾患を持つ方等）へ効率的に情報を届け、歯科受診勧奨を促進する

## 6 成果物の提出

以下の成果物を栃木県保健福祉部健康増進課宛て提出すること。

ア 分析結果報告書(PDF)	1部
イ 分析に用いたデータ (CD-R 等)	1部
ウ 研修会の内容に関する報告書(PDF)	1部

## 7 想定業務スケジュール

(1) 令和7(2025)年9月頃	: 事業開始・データ収集
(2) 令和7(2025)年9月～10月頃	: 分析に関する打合せ
(4) 令和7(2025)年9月～令和8(2026)年1月頃	: データ分析
(5) 令和7(2025)年12月～令和8(2026)年1月頃	: 研修会実施に向けた打合せ
(6) 令和8(2026)年1月～3月頃	: 市町担当者向けの研修会実施
(7) 令和8(2026)年3月19日(木)	: 報告書の提出

## 8 事業の推進体制

本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、円滑な事業の推進のため、必要に応じて適宜、県と受注者による打合せを行うものとする。

## 9 権利の帰属

- (1) 著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）をはじめ、本業務に係り発生した一切の権利は、原則、県に帰属する。
- (2) また、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。
- (3) 事業に係り作成される報告書等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は、事前に当該既存著作物の内容について県の承認を得ることとし、県は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (4) 事業に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、県は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。
- (5) イラスト等の使用に関しては、著作権の問題が発生しないようにすること。

## 10 その他留意事項

- (1) 業務内容は、企画提案協議での企画書を基本とするが、県との打合せの上で、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。
- (2) 応募者資格として、以下の資格を満たしていることを提案書にて示すこと。
  - ・プライバシーマーク（JIS Q 15001）の認証並びに、品質マネジメントシステム（ISO9001）及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）の資格を提案書提出時まで取得していること
  - ・参加表明書を提出する者は、令和6年度までに完了した業務において、都道府県単位でオーラルフレイル対策等を主テーマとした類似事業実績を有し、提案書にて示すこと
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度県と協議する。
- (4) 受注者は、県が必要と認めた場合には委託業務の進捗状況について報告するものとする。また、委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書等を発注者に提出するものとする。
- (5) 本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

業務実施のための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規定等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。